



平成 23 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C K グ ル ー プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 廣 谷 彰 彦
(J A S D A Q ・ コ ー ド 番 号 2 4 9 8)
問 合 せ 先 取 締 役 平 山 光 信
経 営 管 理 本 部 長
T E L 0 3 - 6 3 1 1 - 6 6 4 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年11月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年12月20日開催予定の第6回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができるよう、変更案第45条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、これに伴い規定の内容が重複する現行定款第10条（自己の株式の取得）を削除するものであります。
- (2) また、上記の変更に伴い現行定款第46条について所要の変更を行うとともに、条文の新設・削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、附則の削除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (自己の株式の取得) 第10条 当社は、会社法第165条第2項の 規定により取締役会の決議によって、 自己の株式を取得することができる。 第11条～第44条 (条文省略)	第 2 章 株 式 (削 除) 第10条～第43条 (現行どおり)
第 7 章 計 算 第45条 (条文省略) (新 設)	第 7 章 計 算 第44条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第45条 当社は、剰余金の配当等会社法 第459条第1項各号に定める事項につ いては、法令に別段の定めのある場合 を除き、取締役会の決議により定め る。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第46条 当社は、<u>株主総会の決議によつて</u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>2 当社は<u>取締役会の決議によつて</u>、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>3 配当財産が金銭である場合は、その期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>4 未払いの期末配当金及び中間配当金配当財産には利息をつけない。</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第46条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p>2 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>3 配当財産が金銭である場合は、その期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>4 未払いの期末配当金及び中間配当金配当財産には利息をつけない。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(設立に際して出資される財産の価額の最低額)</u></p> <p>第1条 当社の設立は、<u>会社法第772条の株式移転による。</u></p> <p><u>当社の設立に際して出資される財産の価額の最低額は金500,950千円とする。</u></p> <p><u>(最初の事業年度)</u></p> <p>第2条 当社の最初の事業年度は、<u>第45条の規定にかかわらず、当社設立日から平成18年9月末日とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

3. 日程

取 締 役 会 決 議	平成23年11月18日
株 主 総 会 開 催 日 (予定)	平成23年12月20日
効 力 発 生 日 (予定)	平成23年12月20日

以 上